

オーストリアへの渡航・滞在にあたって - 住民登録制度

オーストリアにも住民登録制度があります。オーストリアに滞在される方は、住居を定めて（転居して）から3日以内に住民登録をしなければなりません。ただし、ホテルに滞在する場合は登録の必要はありません。

登録窓口

居住地を管轄する役場(Gemeindeamt 又は Magistrat)で登録します。ウィーン市の場合は各区役所(Magistratisches Bezirksamt)にある登録所が窓口となり、居住地区にかかわらずどの区役所でも登録できます。

手続等

本人（未成年者の場合は親権者等）が申請用紙(1人につき1枚)を記入しパスポートと共に提出します。申請用紙には本人と**家主**の署名が必要です。郵送での手続も可能ですが、FAX・Eメールでの登録はできません。申請用紙のダウンロード、その他の詳細は関連サイトへのリンクご利用下さい。

住民登録制度の概要

- [ウィーン市役所\(英語\)](#)
- ["oesterreich.gv.at"\(英語\)](#)

登録窓口

- [ウィーン市の登録サービス\(ドイツ語\)](#)
- ["oesterreich.gv.at" から検索\(英語\)](#)

申請用紙

- ["Meldezettel" \(ドイツ語\)](#)